

別紙

諮詢第718号

答 申

1 審査会の結論

「事件相談受理票」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月に〇〇警察署にした告訴（相談含む）に関する一切の文書」の開示請求に対し、警視総監が平成30年12月20日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 「警察職員の氏名及び印影」については、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員については慣行として公にしていないことから、条例16条2号ただし書イの規定により開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないという。

しかしながら、警察職員の氏名及び印影については、同号ただし書ハにおいて、開示対象情報に該当することから、非管理職警察官の氏名等が慣行として公にされているか否かにかかわらず、開示すべき情報なのである。

実施機関は、その内容及び性質から同号ただし書ハの規定に該当しないというところ、本件開示請求対象文書とは、取扱担当の警察官がその職務において作成した

ものであることに鑑みれば、職務遂行に係る情報に該当することはいうまでもない。

イ 実施機関は、事件相談受理票の「相手方」欄の非開示とした部分、相談関係者票の「N o. 2相手方」欄の非開示とした部分及び事件相談処理一覧簿の「相手方」欄の非開示とした部分については、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、あるいは、開示請求者以外の者に係る情報であって、開示することにより、開示請求者以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど、事件相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示であるという。

しかしながら、条例16条2号は除外規定として、ただし書口において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に対しては開示を義務付けるところ、当該部分は審査請求人が加害者として告訴の意思表示をした相手方の住所、氏名、生年月日等であることに鑑みれば、審査請求人との間においては利害関係の存否又は適否を明記したものであることから、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するためには当然に必要となる情報なのである。

実施機関は、開示することによって、審査請求人以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというところ、本件は既に処理済みの案件であることに照らせば、相手方との間における信頼関係の構築、あるいは協力を得る必要性はないことはいうまでもない。

ウ 「上記以外の非開示とした部分」については、相談事務に係る評価、判断等に関する情報であって、開示することにより、事件相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示であるという。

しかしながら、上記同様、本件は既に処理済みの案件であることに照らせば、条例16条6号には該当しない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

（1）警察職員の氏名及び印影について

警察職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員については慣行として公にしていないことから、同号ただし書イの規定により開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハの規定により開示すべき情報にも該当しない。

また、警察職員の氏名及び印影を開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員に対して嫌がらせや報復等の不法行為を企図する者が、当該職員等の生命又は身体に危害を加えるおそれは否定できないことから、警察職員の氏名及び印影は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条4号に規定する非開示情報に該当する。

（2）事件相談受理票の「相手方」欄の非開示とした部分、相談関係者票の「№. 2相手方」欄の非開示とした部分及び事件相談処理一覧簿の「相手方」欄の非開示とした部分について

審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別される可能性があることから、条例16条2号に該当する。

また、これらの情報は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当せず、審査請求人が開示を求める必要性と開示請求者以外の個人の権利利益保護の必要性について比較衡量しても、明確に前者が後者を上回るとは認められないため、同号ただし書ロにも該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、事件相談業務は、相談者その他の関係者（以下「相談者等」という。）の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することによって当該相談者等との信頼関係が崩れ、今後、事件相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるな

ど、事件相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、相談業務が処理済であるか否かにかかわらず、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する。

(3) 上記(1)及び(2)以外の非開示とした部分

警察職員が相談者等から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断した結果及び措置が記載されており、これらを開示することにより、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適正な事案判断など、事件相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、相談業務が処理済であるか否かにかかわらず、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月26日	諮詢
令和元年 7月16日	実施機関から理由説明書収受
令和元年 8月 8日	審査請求人から意見書収受
令和元年 9月30日	新規概要説明（第136回第三部会）
令和元年10月24日	審議（第137回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 刑事事件に関する相談について

「相談取扱要綱の制定について」（平成29年3月24日通達乙（副監・総・広・聴3）第33号）において、相談とは「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と規定している。

そして「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（平成29年3月30日通達乙（刑・総・指1）第52号。以下「通達」という。）において、刑事事件に関する相談（刑事警察に関するものに限る。以下「事件相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、速やかに相談者の氏名、住所、相談の要旨等を警察総合相談業務等管理システム（以下「相談等管理システム」という。）に登録するとともに、同システムから通達別記様式第1号「事件相談受理票」、通達別記様式第2号「相談関係者票」、通達別記様式第3号「事件相談処理一覧簿」を出力し、所属長の決裁を受けて保存することとされているほか、後日関係者から事実確認をしなければならない場合等は、通達別記様式第4号「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けて保存することとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「事件相談受理票（警視庁〇〇警察署受付年月日 平成〇年〇月〇日 受理番号 ○号）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「事件相談処理一覧簿（平成〇年 〇〇）のうち、受理番号〇に係る部分」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）である。

本件対象保有個人情報1は、通達別記様式第1号「事件相談受理票」（以下「本件対象保有個人情報1-1」という。）、通達別記様式第2号「相談関係者票」（以下「本件対象保有個人情報1-2」という。）及び通達別記様式第4号「相談処理経過の概要」（以下「本件対象保有個人情報1-3」という。）で構成されている。

本件対象保有個人情報1及び2は、〇〇警察署において、担当職員が審査請求人から受けた事件相談に関する情報を相談等管理システムに入力し、同システムから出力した事件相談受理票及び事件相談処理一覧簿について所属長の決裁を受けた後、

保管していたものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報1及び2のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当し、本件対象保有個人情報1－1の「相手方」欄の非開示とした部分、本件対象保有個人情報1－2の「No. 2相手方」欄の非開示とした部分及び本件対象保有個人情報2の「相手方」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は条例16条2号及び6号に該当し、その他の非開示とした部分（以下「本件非開示情報3」という。）は条例16条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく

は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には、警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討したところ、本件非開示情報 1 は、実施機関によると、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、実施機関においては、管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていないことからすると、本件非開示情報 1 は条例16条 2 号ただし書イには該当しない。

そして、審査請求人は、本件非開示情報 1 は同号ただし書ハに該当すると主張するが、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名については、同号ただし書イの規定により開示又は非開示の判断を行うとされており、本件非開示情報 1 は同号ただし書ハには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例16条 2 号に該当し、同条 4 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、当該相談に係る相手方の住所、氏名、生年月日、年齢、職業、携帯電話番号及び勤務先所在地・電話番号が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例16条 2 号に該当し、同条 6 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報3を見分したところ、本件対象保有個人情報1-1の「分類種別」欄には当該相談がいずれの分類のものに当たるか警察職員が判断した結果が、「措置方法」欄及び「措置結果」欄には相談内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、本件対象保有個人情報1-3の「分類種別」欄及び「措置」欄には本件対象保有個人情報1-1の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置」欄と同じ内容が、「処理経過の概要」欄の非開示とした部分には当該相談とは別の相談について警察職員が判断した内容が、本件対象保有個人情報2の「処理区分」欄についても本件対象保有個人情報1-1の「措置方法」欄及び「措置」欄と同じ内容がそれぞれ記載されている。

実施機関の説明によると、相談業務は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適切に事案を判断し、引継ぎを行うことが求められているとのことである。

このような業務の性質に鑑みると、本件非開示情報3を開示することにより、事件相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容についての率直な判断や正確な分類を記録することを躊躇し、その結果、記録内容が当たり障りのないものになることにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、事件相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、賣金 敏明